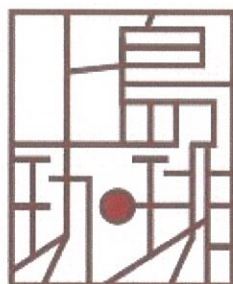


フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



上島珈琲店

"PRECIOUS COFFEE MOMENTS"

EST. 1933. KOBE

更 新 日 2017年 7月 31日

(社) 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

(社) 日本フードサービス協会 正会員

ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社

フ ラ ン チ ャ イ ズ 契 約 の ご 案 内

ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社

所属部門 社長室 調査開発担当

担 当 者

〒105-0004

東京都港区新橋 6-1-11

Daiwa 御成門ビル 2F

TEL 03-5400-5581

FAX 03-5400-5583

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人 日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下、小振法という）及び中小小売商業振興法施行規則（以下、施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下、フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。

もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03) 5777-8701

この案内は2017年7月31日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局流通政策課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂く必要があります。

上島珈琲店への加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「上島珈琲店」の名のもとに喫茶店のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、喫茶業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、上島珈琲店イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、当チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から上島珈琲店とは異なる独自の経営手法を重視され、当チェーンのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、当チェーンへの加盟をお勧めできません。

上島珈琲店フランチャイズチェーンは、本部と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はフランチャイズ本部としてノウハウ、商品開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。

一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことが事業成功の鍵なのです。

加盟者の成功が当チェーンの成長の源であり、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、本部と加盟店とは共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
上島珈琲店への加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社と 上島珈琲店フランチャイズシステムズについて	5		
1. 企業理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業 の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数 ・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5 ・ 6	規則第10条第2号 規則第10条第5号 規則第10条第1号 規則第10条第3号	
3. 会社組織図	7		
4. 役員一覧	8	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9	規則第10条4号	
6. 売上高・店舗数推移(直近5事業年度店舗の推移)	10	規則第10条6号、11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ① 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を 開始した加盟者の店舗数 ② 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約 に係る加盟者の店舗数 ③ 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟 者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	11	規則第11条6号ロ 規則第11条6号ハ 規則第11条6号ニ	
8. 訴訟の件数		規則第10条第7号	
第Ⅱ部フランチャイズ契約の要点	12		
1. 契約の名称等			
2. 売上・収益予測についての説明	12		2-(2)-イ,2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) フランチャイズ加盟金、(2)店舗設計監理料 (3)取引保証金	12 ・ 13	法11条1号、規則11条1号イ～ホ	2-(2)-ア③
4. オープンアカウント、売上金等の送金	13	規則第10条13号	3-(1)-イ②
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率		規則第10条14号・15号	2-(2)-ア⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売する商品の種類 ② 本部の承認を要する商品の種類 ③ 商品等の供給条件、④ 配送日・時間・回数に関する事項、 ⑤ 仕入先の推奨制度、⑥ 発注方法、 ⑦ 売買代金の決済方法、⑧ 返品、 ⑨ 在庫管理等、⑩ 販売方法 ⑪ 商品の販売価格について ⑫ 認可を要する商品の販売について	13 ・ 14	法11条2号、規則11条2号イ、ロ	2-(2)-ア① 3-(1)-ア 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	14 ・ 15	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-ア②

目 次			
項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
① 加盟に際しての研修等実施の有無 ② 加盟に際し行われる研修の内容 ③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数 ④ 支援	15		
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	16	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	16	法11条5号、規則11条5号イ-ハ	2-(2)ア⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① 金銭の額又は算定方法、② 金銭の性質 ③ 支払い時期、④ 支払い方法	17	規則10条12号、11条7号イ-ニ	2-(2)-ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	18	規則第10条第8号	
12. テリトリー権の有無		規則第10条第9号	2-(2)-ア⑤
13. 競争禁止義務の有無	18	規則第10条第10号	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無		規則第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務		規則第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する 事項など		規則第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等			2-(2)-ア⑥
18. 店舗賃貸借契約締結に関する事項	19		
19. 反社会的勢力の排除に関する事項	19		
本件商標	20		
後記1.「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」	21		
説明確認書	22		
別冊. 中小企業庁パンフレット	-		

第 I 部 ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社と 上島珈琲店フランチャイズシステムズについて

1. 企業理念

The Coffee Hospitalityの実現

Good Coffee Smile !

わたしたちは、お客様の笑顔のために
おいしいコーヒーの提供と心地よい空間の創造に
挑戦し続けます。

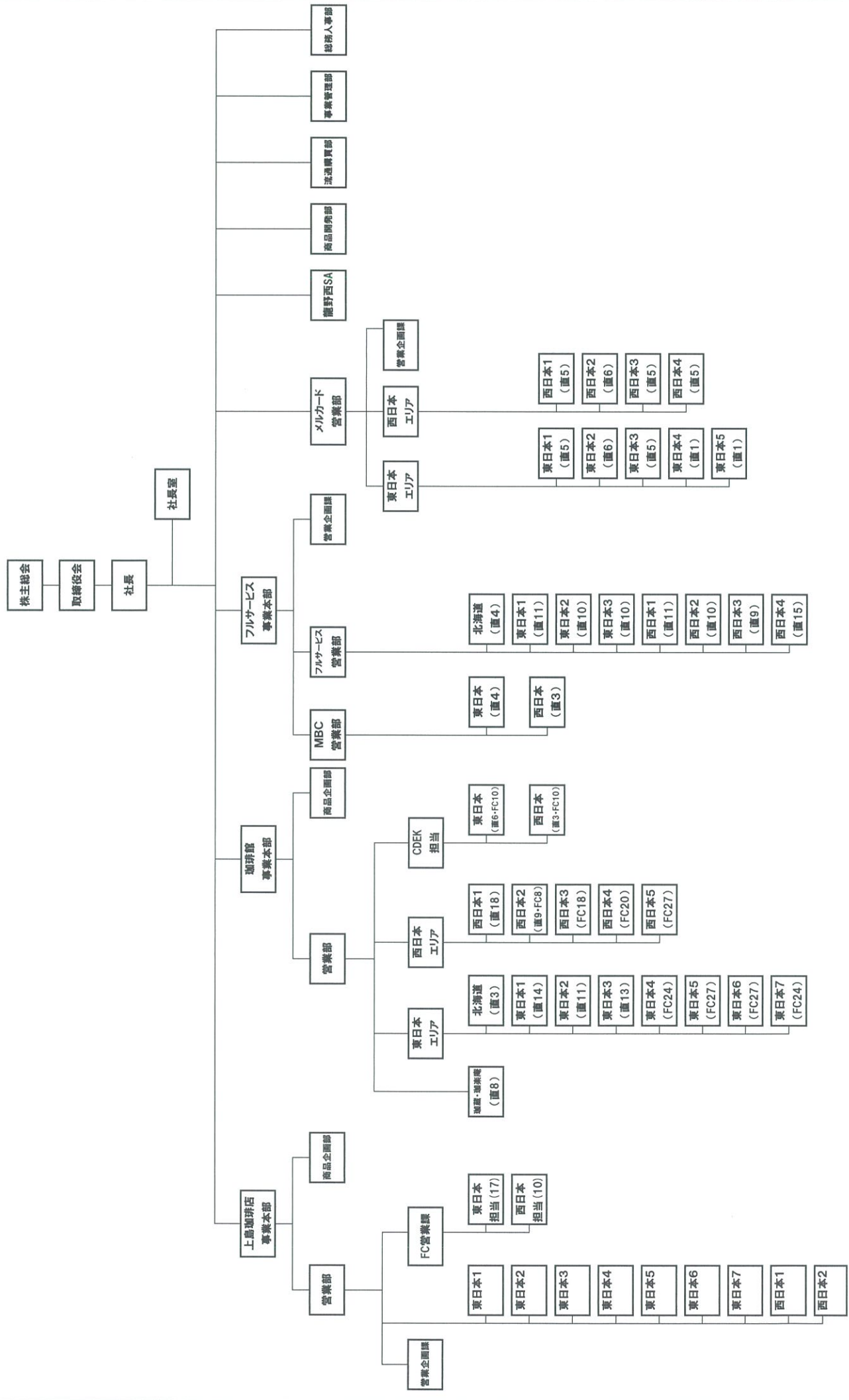
2. 本部の概要

2017年7月31日現在

- (1) 社名 ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社
- (2) 所在地 住所 〒105-0004 東京都港区新橋6丁目1番11号
Daiwa御成門ビル
(本店所在地 兵庫県神戸市中央区多聞通5丁目3番8号)
TEL 03-5400-5500 (代表) FAX 03-5400-5515
URL <http://www.ufs.co.jp/index.html>
- (3) 資本金 1億円
- (4) 設立 1988年12月27日
- (5) 事業内容 1) 喫茶を中心とした飲食店経営及び、珈琲、
各種飲料水等コーヒー関連商品の販売
2) フランチャイズ事業、飲食店経営に関するコンサルタント事業
- (6) 他に行っている事業の種類
該当ありません
- (7) 事業の開始 2003年6月18日 (上島珈琲店直営店第1号店の開店)
- (8) 主要株主 ユーシーシー上島珈琲株式会社
- (9) 主要取引銀行
三菱東京UFJ銀行
三井住友銀行
みずほコーポレート銀行
- (10) 従業員数 531名 (社員)
- (11) 本部の子会社の名称及び事業の種類等
該当ありません
- (12) 所属団体 社団法人日本フランチャイズチェーン協会
社団法人日本フードサービス協会

(13) 本部の沿革(年度)

沿 革	
1958年	博多駅前にUCCコーヒーショップ1号店オープン
1965年	神戸さんちかにUCCコーヒーショップを出店
1969年	JR徳山駅構内に一杯挽き・一杯立てのプロがつくった本格的なサイフォンコーヒーを提供するコーヒー専門店、)UCCカフェプラザ1号店をオープン(現在37店舗)
1970～1980年	神戸市多聞通の旧UCC本社1階にコーヒー豆挽き売り店のUCCカフェメルカード1号店をオープン(現在34店舗※タッスドール含む) 西日本を中心に全国の百貨店立地などに積極的に出店。1971年には北海道札幌オーロラタウンにUCCコーヒーショップを出店。1977年には出店数が100店を突破
1981年	神戸ポートピア'81UCCコーヒー館にUCCカフェプラザを出店
1984年	熊本に音楽の都ウィーンをモチーフにした高付加価値タイプの業態ウィーンの森1号店をオープン(現在9店舗)
1990年	UCCグループの外食部門を担当する新会社ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社設立。UCC直営店舗の運営を継承する
1997年	大丸神戸店にプロのバリスタが淹れるエスプレッソを提供するミラノスタイルのイタリアンバーラカフェラ1号店がオープン(現在9店舗)
2003年	東京神田神保町に「本物志向」「懐かしさ」「温かさ」をコンセプトとし、こだわりのメニューを提供するセルフサービス業態の上島珈琲店1号店がオープン
2004年	上島珈琲店6店、UCCカフェプラザ14店、UCCカフェメルカード1店、大丸心齋橋店にカフェラガレリア等3店、計24店を出店
2005年	上島珈琲店4店、そごう心齋橋にウェッジウッド、タッスドール、KKRホテルにカフェプラザ等8店、計12店を出店
2007年	上島珈琲店16店出店。UFSカフェラ大丸神戸店宮前社員がJBC2007優勝、WBC2007 4位「ベストカップチーフ賞」受賞
2009年	上島珈琲店9店出店。珈琲館チェーンを統合合併。 平成20年度優良外食産業表彰を受賞。
2011年	上島珈琲店13店新規出店。珈琲館12店新規出店。
2012年	上島珈琲店20店新規出店。珈琲館10店新規出店。
2013年	UCCグループ創業80周年。上島珈琲店開業10周年、累計出店数100号店達成。 UCC神戸本社に社員研修センター上島道場を開設。直営・FC店併せて36店の出店。
2014年	上島珈琲店8店新規出店。珈琲館6店新規出店。 新業態としてカジュアルで上質な日常が過ごせるスペシャルコーヒーショップ「MELLOW BROWN COFFEE」6店新規出店。直営・FC店併せて20店の出店。



4. 役員一覧

(2017年8月1日現在)

取締役・役付	氏名	担当
代表取締役 社長	上島 成介	UCCホールディングス(株) 取締役
取締役 副社長	山田 実	UCCホールディングス(株) 取締役
取締役	梅下 雅英	フルサービス事業本部 本部長
取締役	岩崎 猛	社長室 室長
取締役	上島 豪太	UCCホールディングス(株) 代表取締役社長 グループCEO
監査役	丸投 伸明	UCCホールディングス(株) 監査役
監査役	畑 聖二	UCCホールディングス(株) 取締役

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

【貸借対照表】

単位；百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第27期 (2014年度)	第28期 (2015年度)	第29期 (2016年度)
	金額	金額	金額
(資産の部)			
流動資産	1,455	1,404	1,845
固定資産	6,516	6,053	5,823
有形固定資産	3,607	3,308	3,029
無形固定資産	152	126	113
投資その他の資産	2,757	2,618	2,681
資産合計	7,971	7,457	7,668
(負債の部)			
流動負債	3,903	4,698	5,247
固定負債	5,540	3,964	1,567
負債合計	9,443	8,662	6,814
(純資産の部)			
株主資本	△ 1,492	△ 1,206	854
資本金	200	200	100
資本剰余金	226	226	694
利益剰余金	△ 1,919	△ 1,632	60
評価・換算差額等	20	△ 0.3	0
その他有価証券評価差額金	20	△ 0.3	0
純資産合計	△ 1,472	△ 1,206	854
負債及び純資産合計	7,971	7,456	7,668

※第29期(2016年度)は決算時期の変更に伴い9ヶ月間の実績となります。

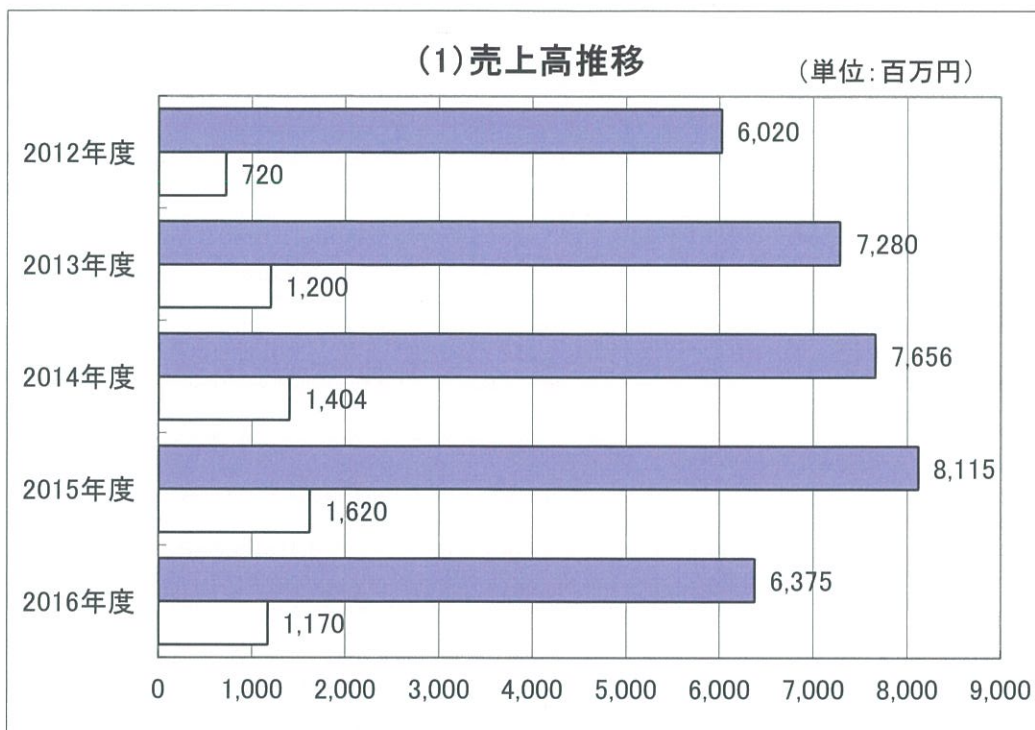
【損益計算書】

単位；百万円（単位未満切り捨て）

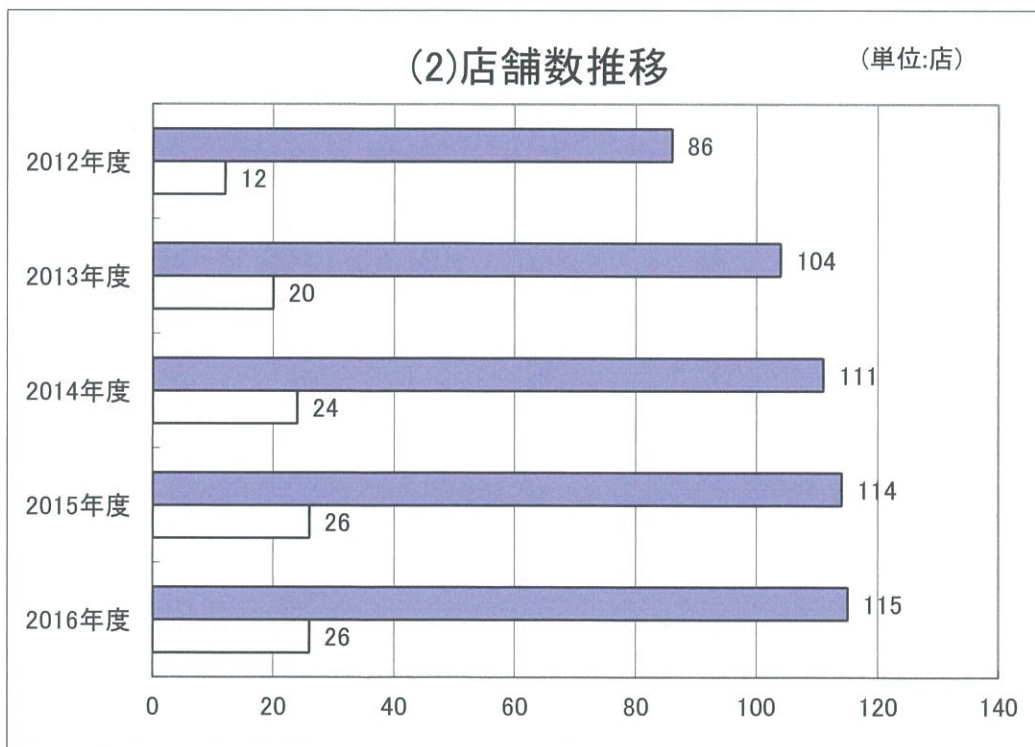
科 目	第27期 (2014年度)	第28期 (2015年度)	第29期 (2016年度)
	金額	金額	金額
売上高	20,370	20,595	15,054
売上原価	6,005	6,147	4,368
販売費及び一般管理費	13,991	13,898	10,633
営業利益	374	550	53
営業外収益	14	13	9
営業外費用	97	89	68
経常利益	291	474	△ 6
特別利益	1	8	1
特別損失	361	165	266
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 69	317	△ 271
法人税、住民税及び事業税	81	30	△ 331
法人税等調整額			
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 150	287	60

※第29期(2016年度)は決算時期の変更に伴い9ヶ月間の実績となります。

6. 売上高・店舗数推移（直近5事業年度 直営店とFC店の推移）



※上段は上島珈琲店全店の売上高、下段は上島珈琲店FC店の売上高推移です。
2016年度は決算時期の変更に伴い9ヶ月間の実績となります。



※上段は上島珈琲店全店の店舗数、下段は上島珈琲店FC店の店舗数推移です。

7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2014年度	5店舗
2015年度	2店舗
2016年度	1店舗

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2014年度	1店舗
2015年度	1店舗
2016年度	2店舗

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2014年度	4店舗	1店舗
2015年度	1店舗	2店舗
2016年度	0店舗	0店舗

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2012年度	0件	0件
2013年度	0件	0件
2014年度	0件	0件
2015年度	0件	0件
2016年度	0件	0件

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

上島珈琲店フランチャイズ契約書

2. 売上・収益予測についての説明

本部は、加盟希望者に対して、売上と収益の予測は行いません。売上と収益の予測は、加盟希望者自身がその責任で行って下さい。ただし、加盟希望者が希望される場合には、売上・収益予測の参考資料として、本部が作成した資料を提示する場合がありますが、本部が提示した資料はあくまで参考資料であり、加盟希望者に対して、売上や収益の結果を保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(1) フランチャイズ加盟金

① 金銭の額

金 3, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税等別途）

ただし、加盟店が2号店目以降の店舗を開店するときは、

金 1, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税等別途）とします。

② 性質

当該喫茶店での上島珈琲店のフランチャイズ権を獲得する為のフィー及び開店前の教育・訓練・研修に関わる費用（受講者2名）

③ お支払いの時期

フランチャイズ契約締結日までに納めて頂きます。

④ お支払いの方法

本部指定の銀行口座へ振込む方法により納めて頂きます。振込手数料は、加盟店にご負担していただきます。

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

フランチャイズ加盟金はいかなる理由があっても一切返還いたしません。

(2) 店舗設計監理料

① 金銭の額

金 2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税等別途）

② 性質

店舗の設計および施工上の監理料

③ お支払いの時期

店舗設計に関しては、フランチャイズ契約締結と同時に本部と、設計業務委託契約を締結し設計業務委託契約締結時に納めて頂きます。

④ お支払いの方法

本部指定の銀行口座への振込む方法により納めて頂きます。振込手数料は加盟店にご負担していただきます。

(3) 取引保証金

① 金銭の額

金 2, 000, 000 円

② 性質

加盟店がフランチャイズ契約、これに付随する全ての契約に基づき負担する一切の債務およびフランチャイズ契約第24条第1項に基づいて本部の指定する第三者との取引に基づいて負担する債務を担保する預託金です。

③ 預託の時期

フランチャイズ契約締結日までに納めて頂きます。

ただし、契約期間中に加盟店がフランチャイズ契約、これに付随する全ての契約に基づき負担する一切の債務およびフランチャイズ契約第24条第1項に基づいて本部の指定する第三者との取引に基づいて負担する債務の支払いを怠り、本部が保証金をもってそれらの債務の支払に充当したことを本部が加盟店に通知した後10日以内に保証金を補填していただきます。

④ 預託の方法

本部指定の銀行口座への振込む方法により納めて頂きます。振込手数料は、加盟店にご負担いただきます。

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

取引保証金は無利息で預託していただき、フランチャイズ契約終了後、加盟店に債務があるときは保証金をもって充当し、残額があるときは、後述する9. ④に記載の契約終了後の処置（フランチャイズ契約書第43条）がとられた後2ヶ月以内に返還いたします。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

オープンアカウントは実施しておりません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

金銭の貸付及び貸付のあっせんはありません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売する商品の種類

「上島珈琲店」フランチャイズ・システムの統一的なイメージの確保のためコーヒー豆、コーヒー関連の商品・消耗品およびUCCブランドの商品等の販売を本部または本部の指定する第三者から購入していただきます。

② 本部の承認を要する商品の種類

前項以外の商品等について、本部および本部の指定する者以外の第三者から購入する場合、フランチャイズシステムの統一的なイメージの確保および品質保持の観点から、本部の定める基準を満たすものを購入していただきます。この場合、加盟店は予め本部に届け出た上で書面による承認を得ていただきます。

③ 商品等の供給条件

本部と上島珈琲店フランチャイズ契約を締結した加盟店に対し、継続的に商品、食材等を安定的に供給します。

④ 配送日・時間・回数に関する事項

本部との売買契約書及び本部指定の仕入先との条件によります。

- ⑤ 仕入先の推奨制度
上記②の商品等について本部または本部指定の仕入先をあっせんします。
- ⑥ 発注方法
店舗備え付けのPC等により発注していただきます。
- ⑦ 売買代金の決済方法
本部が販売した商品等の売買代金は、毎月月末締め、翌月末日までに本部の指定する銀行口座に振込む方法によりお支払いいただきます。
- ⑧ 返品
加盟店の発注に基づき、納品時の検品により品質を確認した商品等については、瑕疵がない限り原則として返品できません。
- ⑨ 在庫管理等
在庫管理は加盟店の責任により行っていただきます。
- ⑩ 販売方法
加盟店は本部の指定する基準に従った調理・販売・サービスを行っていただきます。
- ⑪ 商品の販売価格について
本部の定めたメニューに記載された価格を推奨します。
- ⑫ 認可を要する商品の販売について
加盟店は本部の指定する商品リストに定める商品のみ販売しなければいけません。ただし、事前の書面による本部の承認がある場合は、この限りではありません。

7. 経営の指導に関する事項

- ① 加盟に際しての研修等実施の有無
店舗責任者1名、店舗営業に従事する者1名に「上島珈琲店」フランチャイズ・システムのオペレーションができるようにするための開店前研修を受けていただきます。

研修終了にあたっては、本部が受講者が所定の研修内容を習得したか否かを判定し、受講者が研修に合格しなかった場合には、本部が他の店舗営業従事者に前項の研修を受講させるか、追加研修を受けさせるかを判断し、加盟店に通知いたします。この場合、本部の指示に従って他の店舗営業従事者または追加研修を受ける受講者に研修を受けていただきます。

この場合、加盟店は研修開始日までに、研修費用として、他の店舗営業従事者の場合は一人当たり金20万円を、追加研修の場合は研修期間が5日以内の場合は金5万円（消費税等別途）、研修期間が10日以内の場合は金7万円（消費税等別途）を支払っていただきます。

また、加盟店が2名を超えて開店前研修の受講を希望する場合には、加盟店は受講者1名につき金20万円（消費税等別途）を研修開始日までに本部に支払っていただきます。なお、以上の受講者が研修を受けるのに必要な旅費、宿泊費等の実費についても加盟店に負担していただきます。

- ② 加盟に際し行われる研修の内容
- ・ 上島珈琲店のコンセプト
 - ・ フランチャイズビジネスの知識
 - ・ 店長業務
 - ・ 商品知識
 - ・ 品質管理
 - ・ 接客サービス
 - ・ クレンリネス
 - ・ 発注、梱卸
 - ・ 機器管理
 - ・ 労務管理
 - ・ 会計管理
 - ・ 情報管理
 - ・ その他

- ③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数
- 加盟店の開店後、新製品の説明会を開催する等、研修を行う場合があります。また、契約期間中、本部は、定時および随時にスーパーバイザーを加盟店に派遣し、商品・サービス・技術・経営指導を行う場合があります。
- 加盟店は、研修に参加する受講者の旅費、宿泊費等は負担していただきますが、研修やスーパーバイザーの派遣費用はかかりません。

ただし、加盟店の開店後に、加盟店からの申出により「上島珈琲店」フランチャイズ・システムのオペレーションができるようにするための研修を行う場合、加盟店に研修費用を負担していただきます。研修費用は、研修対象者一人当たり研修期間が5日以内の場合は金5万円（消費税等別途）、研修期間が10日以内の場合は金7万円（消費税等別途）です。なお、この場合、受講者の旅費、宿泊費は加盟店にご負担いただきます。

さらに、開店後、本部が加盟店の運営状況からみて店舗責任者、店舗従事者等について研修が必要と判断したときは、本部は加盟店にその旨を通知します。その場合、加盟店には、本部が指定した期間内に研修対象者に研修を受けていただきます

この場合研修費用は、研修対象者一人当たり研修期間が5日以内の場合は金5万円（消費税等別途）、研修期間が10日以内の場合は金7万円（消費税等別途）です。なお、この場合、受講者の旅費、宿泊費は加盟店にご負担いただきます。

- ④ 支援
- 本部が加盟店の運営上必要と判断し、加盟店がこれを承諾したとき、または、加盟店の書面による要請があり、本部がこれを承認したときは、本部は、派遣日から30日を限度として支援要員を派遣し、加盟店に対して業務支援を行います。
- この場合、加盟店は、以下の特別指導規定に従い、支援料、支援要員の交通費、宿泊費等の実費を支払っていただきます。

（支援料／1時間あたり）

	平日	土日祝祭日、 平日深夜	土日祝祭日の深夜
指導員（ランクA）	1,800 円	2,250 円	2,813 円
指導員（ランクB）	1,500 円	1,875 円	2,344 円
指導員（ランクC）	1,300 円	1,625 円	2,031 円

（遠方特別指導費用／一日あたり）

出発地点（本部または直営店）から100km以遠の場合、上記支援料とは別に2,550円の遠方特別指導費用を支払っていただきます。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

① 当該使用させる商標、商号その他の表示

加盟店は本部が定めた店舗名称、別紙標章等を使用できます。

② 当該表示の使用についての条件

使用できる場所、範囲は上島珈琲店の営業に関する範囲に限り、使用にあたっては商標使用マニュアルおよび本部の指示に従っていただきます。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除と解約に関する事項

① 契約期間

契約締結日から満5年です。

② 契約の更新の条件および手続き

契約期間満了の6ヶ月前までに、本部および加盟店双方に異議のない場合は、1年間自動更新され、以後も同様とします。

③ 契約解除の条件および手続き

本部または加盟店は、次のいずれかの事由が生じたときは、事前の催告を要することなく、フランチャイズ契約を解除することができます。

(ア) 加盟店が、正当な理由なく連続7日間以上本件店舗の営業を休止した場合。

(イ) 相手方が、監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受け、または、許認可が消滅した場合

(ウ) 相手方が振出しまたは引受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または支払を停止したとき

(エ) 相手方が差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき

(オ) 相手方が破産、民事再生、会社更生、会社更生等の申立てを受け、または自らこれらを申立てをしたとき

(カ) 相手方が個人の場合、死亡もしくは後見、保佐、補助の各開始の審判を受け、もしくは任意後見監督人が選任されたとき。

(キ) 相手方が法人の場合、合併によらない解散の決議をしたとき

(ク) 本件店舗の賃貸借契約が終了したとき

(ケ) 加盟店が「上島珈琲店」フランチャイズ・システムの信用、名誉、のれんを傷つける行為をしたとき

(コ) 加盟店が競業禁止または相手方が秘密保持義務の規定に違反したとき

競業禁止義務および守秘義務の内容については、後述13、14をご覧ください。

(サ) その他相手方に信用不安が生じたとき

以上の事由がなくても、本部または加盟店は、相手方に次のいずれかの事由が生じ、10日間の予告をもって書面による催告をしても、相手方がその期間内に是正しないときは、フランチャイズ契約を解約することができます。

1) フランチャイズ契約に違反したとき

2) フランチャイズ契約以外の本部、加盟店の契約に違反したとき

3) 加盟店が本部以外の取引先との契約につき重大な違反をしたとき

4) 加盟店の株主、代表者もしくは店舗責任者の変更、合併等により「上島珈琲店」フランチャイズの店舗としての運営に支障をきたすおそれが生じたとき

以上の事由がなくても、加盟店は、本部に対して90日間の予告期間を置いて書面により解除を通知することによりフランチャイズ契約を解約することができます。

ここで、解約とは、将来にむかってのみ効力をもつ場合をいいます。

- ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等
損害賠償の予定については、後述16をご覧ください。
その他の義務として、契約の解除または解約によって契約が終了したときは、以下の措置を行っていただきます。
- 1) 直ちに加盟店を閉鎖し、すみやかにフランチャイズ契約する前の状態に回復していただきます。
 - 2) 直ちに本部から貸与されたマニュアル等本件店舗の運営に必要な一切の資料およびそのコピーを返還していただきます。
 - 3) 直ちに標章等の使用を停止していただきます。また本部の指示に従い、加盟店の費用負担において標章等を含む設備・備品・看板・宣伝販促物を返還または破棄していただきます。
 - 4) 直ちに加盟店の費用負担において賃借りにしている機器を本部又は本部の指示する者に返還していただきます。
 - 5) 加盟店が使用していた厨房機器、その他本件店舗の運営に使用した設備の一部または全部を定率法に基づく減価償却に基づく法定残存価格で本部が優先的に買い取らせていただきます。本部がこの権利を行使したときは、本部と加盟店との間において売買契約が成立します。ただし、本部が契約終了後30日以内のこの権利を行使しないときは、この権利は消滅するものとします。

加盟店が上記の義務を履行しないときは、本部は、本件店舗に立ち入り、機器、看板の撤去、備品、什器、マニュアル等の回収等を行うことができることになっています。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

① お支払いいただく金銭の額または算定方法

- 1) ロイヤルティ 売上高の2%相当額（消費税等別途）
- 2) 機器貸借料 月額100,000円（消費税等別途）

② 金銭の性質

1) ロイヤルティ

標章等の使用、本部が提供する経営指導および販売技術に関するノウハウ・情報等の提供、販売促進（本部負担分）等に対する対価。

ロイヤルティに含まれる販促資材には、シーズンフェア用（4～5回/年間）として①カウンターメニュー、②ポスター、③タペストリー、④カウンターPOP、⑤タンブラーPOP、⑥ニュークロップPOPが含まれています。

2) 機器貸借料

本部が貸与する指定機器および本部が開発したソフトウェアの使用に対する対価。

この中には、①ネルドリップマシン、②Wネルドリップマシン、③スチーマー、④POS（ヘルプデスク費用を含む）、⑤PC（保守費用、ヘルプデスク費用を含む）、⑥店舗システム使用料、⑦受発注システム使用料、⑧店舗メンテナンスコールセンター利用料が含まれています。

なお、店舗の規模、市場の状況によっては、上記機器を追加すべき場合があり、その場合は、追加数量に応じて、使用料を加算する場合があります。

③ 支払い時期

- 1) ロイヤルティ
毎月末締め翌末日支払い
- 2) 機器貸借料
当月分を当月末日支払い

④ 支払い方法

本部の指定する銀行口座の振込む方法によりお支払いいただきます。

1 1. 店舗の営業時間・営業日・休業日

本部と加盟店があらかじめ協議により決定します。

1 2. テリトリー権の有無

テリトリー権は、設定しません。従って営業場所は、本件店舗の所在地に限定されており、将来、本部は日本国内外のあらゆる場所で直営店または他の加盟店の店舗を出店することができる権利をもっています。

1 3. 競業禁止義務の有無

① 本契約期間中、直接たると間接たるとを問わず、喫茶店、コーヒーショップその他これに類する飲食店を営むことはできません。

② 本契約が終了した場合であっても、本件店舗における営業を完全に停止した後、2年間は本部の書面による事前の承諾なくして、直接たると間接たるとを問わず、本件店舗の市町村及び当該市町村に隣接する市町村において、喫茶店、コーヒーショップその他これに類する営業を営むことはできません。

1 4. 守秘義務の有無

本部および加盟店は、フランチャイズ契約及び付随する契約により知った相手方の業務上の秘密その他の秘密について守秘義務があります。

加盟店は、本部から開示された情報、ノウハウ及び秘密情報をフランチャイズ契約に基づいて本件店舗を運営するためにのみ使用することができます。

加盟店は、本部の事前の書面による承諾なくして、マニュアルおよびその他本部が提供する情報を複製または複製してはいけません。

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

上島珈琲店フランチャイズ・システム全体の統一性を保持するため、本件店舗は、「店舗基本図面」に基づいて加盟店の費用負担により建築していただきます。

設計業務委託契約にもとづく店舗設計監理料として、200万円をお支払いいただきます。

施工に際して本部の基準を満たしていない指定外業者へ委託の場合は、内外装工事費用の5%を本部にお支払いいただきます。(消費税等別途)

店舗が老朽化し、あるいはイメージを変更する必要が生じ、または設備を合理化・新鋭化する等の必要が生じたときは、加盟店は、本部の企画・基準・設計・レイアウト・設備等の指示に従って変更・工事・設置等を行っていただきます。

1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

加盟店がロイヤルティ、商品代金、その他フランチャイズ契約に基づいて発生するすべての本部に対する金銭支払い債務について各支払期日にその支払を遅滞したときは、年15%の割合による遅延損害金を付加して支払っていただきます。

また、加盟店が競業禁止義務に違反したときは、本件店舗の直近1年間の1日当たりの売上高の30%の金額(営業実績が1年間に満たない場合は営業実績を日割計算します)に当該違反行為が行われた日数を乗じた金員を損害賠償として支払っていただきます。

1 7. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

補償制度は設けていません。

18. 店舗賃貸借契約締結に関する事項

- ① 店舗を賃貸借契約により借受ける場合は、賃貸借物件のオーナーである賃貸人と直接の契約でありその当事者となります。従って本部は賃貸借契約の当事者ではありません。
- ② 賃貸借契約の交渉及び締結は、自らの判断で行います。賃貸借契約の賃料、期間、店舗のオープン時期等、重要事項を決定する際には、必ず賃貸人との打合わせに出席し、または賃貸人と直接連絡を取り、自ら当該事項の内容を確認することが必要です。
- ③ 本部は、加盟希望者の求めに応じ、物件情報を提供し、賃貸人との交渉に協力しますが、契約内容や成立については、賃貸借契約の当事者が自ら判断し自ら決めなければなりません。
- ④ 加盟希望者は、賃貸人との交渉がまとまらず賃貸借契約が締結されない場合、店舗が開店に至らないこともあります。

19. 反社会的勢力の排除に関する事項

- 1 加盟店は、現在又は将来にわたって、次の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
 - 1) 暴力団
 - 2) 暴力団員
 - 3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 4) 暴力団準構成員
 - 5) 暴力団関係企業
 - 6) 総会屋等
 - 7) 社会運動標ぼうゴロ
 - 8) 特殊知能暴力集団
 - 9) その他前各号に準ずる者
- 2 本部は、加盟店が反社会的勢力であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解約することができます。
- 3 本部は、加盟店が反社会的勢力と以下の各号のいずれかにでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解約することができます。
 - 1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - 4) 反社会的勢力に対して、資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
 - 5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 4 本部は、加盟店が自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれかにでも該当する行為をしたと認められる場合には、何らの催告を要せず、本契約を解約することができます。
 - 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて、本部の信用を毀損し、または本部の業務を妨害する行為
- 5 本部が、本条各項の規定により、本契約を解約した場合には、加盟店に損害が生じても、本部は、何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解約により本部に損害が生じたときは、加盟店はその損害を賠償する。

【本件標章】



上島珈琲店

"PRECIOUS COFFEE MOMENTS"

EST. 1933. KOBE



上島珈琲店

"PRECIOUS COFFEE MOMENTS"

EST. 1933. KOBE

後記1.「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認		
		日付	説明者印	加盟希望者印
フランチャイズ契約のご案内	1	/	印	印
上島珈琲店への加盟を希望される方へ	2			
第Ⅰ部 ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社と 上島珈琲店のフランチャイズシステムズについて	5	/	印	印
1. 企業理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他にしている事業の種類・事業の開始・ 主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・ 所属団体・沿革等	5 ・ 6			
3. 会社組織図	7			
4. 役員一覧	8			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9			
6. 売上高・店舗数推移(直近5事業年度直営店の推移)	10			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ① 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した 加盟者の店舗数 ② 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約 に係る加盟者の店舗数 ③ 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の 店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	11			
8. 訴訟の件数				
第Ⅱ部フランチャイズ契約の要点	12			
1. 契約の名称等	12			
2. 売上・収益予測についての説明	12			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) フランチャイズ加盟金、(2) 店舗設計施工監理費 (3) 取引保証金	12 ・ 13			
4. オープンアカウント等の送金	13			
5. オープンアカウント等の与信利率				
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売する商品の種類②本部の承認を要する商品の種類 ③ 商品等の供給条件、④ 配送日・時間・回数に関する事項、 ⑤ 仕入先の推奨制度、⑥ 発注方法、 ⑦ 売買代金の決済方法、⑧ 返品、 ⑨ 在庫管理等、⑩ 販売方法 ⑪ 商品の販売価格について ⑫ 認可を要する商品の販売について	13 ・ 14			
7. 経営の指導に関する事項 ① 加盟に際しての研修等実施の有無 ② 加盟に際し行われる研修の内容 ③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数 ④ 支援	14 15			

項目	頁数	確認			
		日付	説明者印	加盟希望者印	
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	16	/	印	印	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き、 ③ 契約解除の条件および手続き、 ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	16				
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① 金銭の額又は算定方法、② 金銭の性質 ③ 支払い時期、④ 支払い方法	17	/	印	印	
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	18				
12. テリトリー権の有無					
13. 競業禁止義務の有無					
14. 守秘義務の有無					
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務					
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など					
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等					
18. 店舗賃貸借契約締結に関する事項					19
19. 反社会的勢力の排除に関する事項					20
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	21・22	/	印	印	
別冊. 中小企業庁パンフレット	-				

年 月 日

説明者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、

加盟希望者_____の理解を頂きました。

説明者_____印

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について

説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印



一般社団法人

日本フランチャイズチェーン協会